

平成二年十一月十六日受領  
答弁第一二二号

内閣衆質一一九第一二号

平成二年十一月十六日

内閣総理大臣 海部 俊樹

衆議院議長 櫻内 義雄 殿

衆議院議員貝沼次郎君提出精神薄弱者(児)の法律・文書等における表現の改善に関する質問に  
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員貝沼次郎君提出精神薄弱者(児)の法律・文書等における表現の改善に関する質問に対する答弁書

一について

「精神薄弱者(児)」という表現について、関係者の中で様々な議論があることは承知しているが、現在のところ、この表現に代わる表現について一致した意見はないものと認識している。

二について

御指摘の表現の問題については、一についてのそのような状況を踏まえて厚生省心身障害研究により平成二年度から研究を進めている。

三について

「精神薄弱者(児)」という表現については、関係団体においても検討を進めることと承知して

いるので、その検討状況も踏まえながら研究を進めてまいりたい。

四について

御指摘の点については、御提言の趣旨も踏まえて研究を進めてまいりたい。